

〈個人ごとに計算をして通知します〉

65歳以上の方の介護保険料は、被保険者本人と同じ世帯の方の所得等に基づいて、条例等により段階別に定められています。個人ごとの保険料の所得段階は、前年の所得や世帯構成等によって、毎年見直しをしています。

●令和3年度から3年間の松田町の介護保険料

同期間中の基準額：年額61,200円（月額換算5,100円）

所得段階（割合）	対 象 者	年間保険料額
第1段階 (基準額×0.3)	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の方、世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	18,360円
第2段階 (基準額×0.5)	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	30,600円
第3段階 (基準額×0.7)	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	42,840円
第4段階 (基準額×0.9)	世帯の中に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	55,080円
第5段階 (基準額)	世帯の中に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	61,200円
第6段階 (基準額×1.2)	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	73,440円
第7段階 (基準額×1.3)	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	79,560円
第8段階 (基準額×1.5)	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	91,800円
第9段階 (基準額×1.6)	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上360万円未満の方	97,920円
第10段階 (基準額×1.7)	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が360万円以上695万円未満の方	104,040円
第11段階 (基準額×1.9)	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が695万円以上900万円未満の方	116,280円
第12段階 (基準額×2.0)	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上の方	122,400円

※合計所得金額とは、例えば、公的年金の収入のみの方であれば、年金収入額から公的年金等控除額（年金のうち税金のかからない額）を差し引いた額です。

※令和3年度から令和5年度までは、低所得者の負担軽減として、前年度に引き続き低所得者軽減強化（第1段階から第3段階を対象）を行っています。